

福岡県医発第1770号（総）

平成19年1月5日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて（通知）

標記のことについて、福岡県保健福祉部長より別紙のとおり通知がありましたので、貴会におかれましても、別紙事項についてご了知いただき、関係各方面に対しての周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、この通知は平成18年4月1日から適用し、平成17年9月7日医政医発第0907001号「医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて」は廃止されます。

おって、平成17年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとなりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



18医指第 2711 号

平成18年12月28日

社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長



医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて

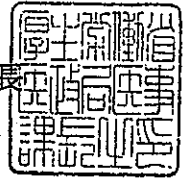
このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。



平成 18 年 12 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて

標記について、平成 16 年 10 月 7 日医政発第 1007014 号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の取扱いを以下のとおり行うこととしたので通知する。

ついては、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管内の各関係者に対し周知願いたい。

なお、この通知は平成 18 年 4 月 1 日から適用し、平成 17 年 9 月 7 日医政医発第 0907001 号「医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて」は廃止することとする。

おって、平成 17 年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1 へき地診療所研修支援における補助対象の取扱いについて

補助対象となるへき地診療所研修は、当該研修が必修科目の「地域保健・医療」として実施される研修であり、かつ、当該診療所が単独型又は管理型臨床研修病院（単独型相当又は管理型相当大学病院を含む。以下「単独・管理型病院」という。）と異なる市町村に所在し、次のいずれかの地域に所在する診療所で行われる研修とする。

- ・ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する地域
- ・ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域
- ・ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する

地域

- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域

なお、「単独・管理型病院と異なる市町村」の取り扱いについて、平成16年度以降の合併によるものは、異なる区分の取り扱いとする。

また、上記に該当しない地域であっても、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」の3の(3)に基づき設置されたへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む）は補助対象とする。

2 初度設備整備における基準額の適用について

単独・管理型病院が、当該年度より新たに単独・管理型病院として研修医の受け入れを開始する場合において、基準額を適用する。

3 宿日直研修事業における加算条件等の取扱いについて

(1) 加算条件について

宿日直研修事業は、平成15年度における研修医に対する平均年間給与支払額（現物支給を含む。以下「処遇」という。）が360万円未満であって、当該年度の処遇を平成15年度の処遇より改善する病院又は病院群で、かつ、単独型・管理型病院が以下の条件を満たしている場合に補助基準額に加算するものとする。

なお、大学病院において、大学の教員が病院の臨床医を兼務する時の人件費の取扱い等、職員の勤務実態等に応じて決算書等における経費の計上を補正しても差し支えないものとする。

① 国公立病院（大学病院を含む）

当該年度決算書（見込み）の損益計算書における人件費率が51.9%以上の病院であること。ただし、人件費率が51.9%未満の病院であっても、同損益計算書における医業収支率が△9.4%以下の病院であれば加算の対象とする。

② 国公立以外の病院（大学病院を含む）

当該年度決算書（見込み）の損益計算書における人件費率が44.8%以上の病院であること。ただし、人件費率が44.8%未満の病院であっても、同損益計算書における医業収支率が3.7%以下の病院であれば加算の対象とする。

また、上記を満たしていない場合であっても、平成16年度において、人事院規則9-34に定める初任給調整手当1種、2種及び3種の支給地域に所在する病院であり、かつ、所在地の二次医療圏における人口10万対医師数が197.3人以下の地域（別紙参照）に所在する病院については、加算の対象とする。

病院群による指定を受けている場合については、管理型臨床研修病院の条件に対する適否により、協力型臨床研修病院等を含めた病院群全体を同じ扱いとする。

(2) 処遇の算出方法について

当該年度の処遇は、各年次ごとに、単独・管理型病院を中心とした5(1)①に定める病院単位全体での研修医に対する年間給与支払(予定)総額を5(1)②の研修医数で除して得た額とし、平成15年度の処遇は、当該病院が必修化前の臨床研修病院の指定を単独で受けている場合はその病院、病院群による指定を受けている場合はその病院群全体での平成15年度の研修医に対する年間給与支払総額を研修医数で除して得た額とする。

なお、平成15年度以前に指定を受けている病院で平成15年度に研修医の受け入れがない病院については、直近の研修医受け入れ年度の処遇をもって、平成15年度の処遇とみなすこととする。

また、宿舍の貸与等の現物支給がある場合には、当該現物支給に係る市場価格相当額を年間給与支払(予定)総額に含めても差し支えないこと。

3. 病院群内における補助金の配分について

補助金の申請手続きについては、原則として単独型及び管理型臨床研修病院が代表して申請を行うが、交付決定後、協力型病院等への配分については、研修医の受け入れの実態等(人数、期間等)に基づき、研修管理委員会了承の下、適正に配分すること。

4. 補助金を交付しない場合の取扱いについて

(1) 補助金の全部又は一部を交付しない場合の具体的な事例

① 医事に関する犯罪又は不正行為

ア 診療報酬の不正請求

イ 補助事業の虚偽報告

ウ 病院開設者の脱税行為 等

② 制度の適正な運営に支障があると認められる場合

ア 臨床研修病院指定に当たっての虚偽の申請

イ 研修医が関係する重大な医療ミス

ウ 労働関係法令の重大な違反 等

(2) 全額を交付しない場合

大学病院において、臨床研修病院の指定取り消しに相当する場合に全額を交付しないものとする。

(3) その他

(2) 以外の事案において、個々の事案の内容や病院の対応状況によって判断

し、一部を交付しないものとする。

また、全額を交付しない場合の期間及び一部を交付しない場合の割合や期間については、事案毎に判断するものとする。

5 その他

(1) 補助金交付要綱の別表に定める基準額の適用等について

① 研修医の基準額を適用する際の病院の単位については、原則として、全プログラムを合わせた病院群単位とするが、複数の病院群の管理型臨床研修病院として指定を受けている場合は、複数の病院群を合わせた全体を一単位とする。また、単独型及び管理型臨床研修病院として指定を受けている場合においても、同様に全体を一単位とする。

② 基準額の算定の基礎となる研修医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修医数の総和であること。

また、研修医数は、研修医延人数を12で除して、小数点第3位を四捨五入して得た数とする。ただし、人数別区分の適用に当たっては、小数点以下の端数を四捨五入して得た数とする。

なお、現に臨床研修病院又は大学病院において研修する研修医であっても、平成16年4月1日以前に医師免許を取得した者については、積算には含めないこととする。

また、原則として臨床研修を開始した日の属する月から起算して24月を超える期間についても同様とする。ただし、やむを得ない理由により臨床研修を休止又は中断した者が臨床研修を実施する場合の当該休止又は中断した期間については、この限りでない。

③ 1学年平均研修医数とは、それぞれの年次ごとに研修医延人数を12で除して得た数の総和を研修を実施している学年数で除した数とする。

研修医が1年次、又は2年次しか在籍していない場合については、その年次の研修医延人数を12で除して得た数とする。

④ へき地診療所研修支援事業における事業延日数は、へき地診療所における研修医の勤務実日数の総和であること。

⑤ 宿日直研修事業における事業日数の算定については、宿直1回を1日として算定すること。

なお、休日において、日直に引き続いて宿直を行う場合は、日直1回と宿直1回を合わせて2日として算定すること。

また、翌朝までの宿直には至らないまでも、通常の勤務時間終了後、深夜の時間帯に及ぶ勤務があるような場合には、当該勤務2回を1日として算定してかまわないこと。

⑥ 各項目毎の基準額の端数については、小数点以下を切り捨てて得た額とすること。

(2) 対象経費計上に当たっての留意点について

- ① 他の補助金と対象経費の重複申請はしないこと。当該補助金で対象経費として計上するのであれば、他の補助金の対象経費には計上しないこと。

なお、この場合、人件費の計上において、研修医の指導と通常診療業務など指導医の業務量により、指導医の人件費を按分して計上しても差し支えない。

- ② 備品、医療機器、庁用器具、図書については、主として臨床研修に必要な医療機器(注1)、視聴覚教育用機器(注2)及び医学教育用図書雑誌とすること。

なお、この事業により取得した備品等(取得価格10,000円以上の物品)については、品目、購入価格、取得年月日、使用場所を明らかにする書類を整理しておくこと。

(注1) 補助金交付要綱における医療機器とは、薬事法施行令(昭和36年1月26日政令第11号)第1条別表第1に定める医療用具及びこれらと同様の目的に供する機器のうち、主として臨床研修に必要とされるものとする。

(注2) 補助金交付要綱における視聴覚教育用機器とは、臨床研修を効率的に行うため、指導医又は研修医が使用する機器とすること。

- ③ 需用費のうち、医学研究材料費とは、臨床研修の一環として行われる医学研究に必要な試薬、材料を購入する費用とすること。ただし、患者の治療材料費は含まないものとする。

光熱水費とは、次の算式により算定した額の範囲内を対象とすること。

$$\begin{aligned} & \text{当該年度光熱水費年間支出(予定)額(注1)} \times \text{研修医数(注2)} \\ & \text{入院病床数(医療法定床)} + \text{当該年度1日平均外来予定患者数} \times 3/30 + \text{病院従事者数} + \text{研修医数(注2)} \\ & \text{(当該年4月1日現在)(入院患者数に換算する算式)} \left[\begin{array}{l} \text{当該年4月1日現在} \\ \text{常勤職員} + \text{常勤的な非常勤職員} \end{array} \right] \\ & = \text{光熱水費支出限度額} \end{aligned}$$

(注1) 当該算式における当該年度光熱水費年間支出(予定)額は、単独型又は管理型臨床研修病院の支出(予定)額を計上するものとするが、他の補助金の交付の対象となる場合には、その額を控除すること。

(注2) 研修医数は、当該年度の補助対象の1年次生2年次生を合わせた研修医延人数(予定)を12月で除した数を計上すること。

なお、延人数の算定は前記(1)の例によること。

(注3) 小数点以下の端数については、切り捨てて計算すること。

- ④ へき地診療所研修の対象経費としている旅費については、へき地診療所において、研修を受けるために必要となる交通費及び宿泊費とし、以下の経費も含めて差し支えないものとする。

ア. 当該研修のために滞在する宿舍からへき地診療所への通勤に要する交通費

イ. 当該研修期間中、休診日を利用して、帰宅等をするために要する交通費

ウ. 当該研修開始前日の宿泊費

エ. 継続して滞在するために要す、へき地診療所休診日の宿泊費

- ⑤ 宿日直研修事業の対象経費について、補助対象となる施設において実施する研修回数分の経費を計上することができる。

(3) 導入円滑化特別加算の今後の取扱いについて

導入円滑化特別加算については、新医師臨床研修制度の導入を円滑に進めるための特別の加算であることから、年々縮小することが予定されているものである。

平成18年度においては、その上限額の計算に当たり、平成15年度の処遇を用いており、その最低額を240万円としているところであるが、今後この額は毎年引き上げるものとしていること。

また、平成18年度より、導入円滑化特別加算の交付額は、調整の上決定することもあり得ることとされたことから、申請状況次第では申請額と交付額が一致しないこともあり得ること。

都道府県	二 次 医 療 圏
北 海 道	南渡島、南檜山、北渡島檜山、後志、南空知、中空知、北空知、東胆振、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、北網、遠紋、十勝、釧路、根室
青 森 県	八戸地域、青森地域、西北五地域、上十三地域、下北地域
岩 手 県	岩手中部、胆江、両磐、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸
宮 城 県	仙南、県北、石巻、気仙沼
秋 田 県	大館・鹿角、鷹巣・阿仁、能代・山本、本荘・由利、大曲・仙北、横手・平鹿、湯沢・雄勝
山 形 県	最上、置賜、庄内
福 島 県	県中、県南、会津、南会津、相双、いわき
茨 城 県	水戸、日立、鉾田、鹿行南部、土浦、取手・竜ヶ崎、下館・岩瀬、古河・総和
栃 木 県	県北、県西、両毛
群 馬 県	高崎・安中、桐生、伊勢崎、太田・館林、渋川、藤岡、富岡、吾妻、沼田
埼 玉 県	東部（岩槻、草加、越谷市を除く）、中央（川口、さいたま、戸田市を除く）、西部第一（川越、所沢、狭山、朝霞、志木、和光市を除く）、比企、秩父、児玉、大里、利根
千 葉 県	東葛南部（市川、船橋、習志野、八千代、浦安市を除く）、東葛北部（松戸、柏市を除く）、印旛山武（四街道市を除く）、香取海匝、夷隅長生市原、君津
東 京 都	西多摩（青梅、福生、あきる野市を除く）、北多摩西部（立川、昭島、国分寺、国立、武蔵村山市を除く）、北多摩北部（小平、東村山、西東京、清瀬市を除く）、島しょ
神奈川県	横須賀・三浦（横須賀、鎌倉市、三浦市、葉山町を除く）、湘南東部（藤沢、茅ヶ崎市を除く）、県央（厚木、海老名、大和市を除く）県西（小田原市を除く）
新 潟 県	村上、新発田、新津、巻・三条、長岡、小出、六日町、十日町、柏崎、上越、糸魚川、佐渡
富 山 県	新川、高岡、砺波
石 川 県	南加賀、能登中部、能登北部
福 井 県	奥越、丹南、嶺南
山 梨 県	東山梨、東八代、峡南、峡西、峡北、富士北麓、東部
長 野 県	佐久、上小、諏訪、上伊那、飯伊、木曽、大北、長野、北信
岐 阜 県	西濃、中濃、東濃、飛騨
静 岡 県	伊豆、熱海伊東、駿東田方、富士、静庵（静岡市を除く）、志太榛原、中東遠、北遠

都道府県	二 次 医 療 圏
愛 知 県	海部津島、尾張中部、尾張西部、尾張北部、知多半島、西三河北部、西三河南部 (岡崎市を除く)、東三河北部、東三河南部
三 重 県	北勢、南勢志摩、東紀州
滋 賀 県	湖南、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西
京 都 府	丹後、中部、南山城(宇治市を除く)、相楽
大 阪 府	北河内(枚方、寝屋川、守口、門真市を除く)、泉州(和泉、泉大津、高石、岸和田、貝塚、泉佐野市を除く)
兵 庫 県	阪神北(伊丹、宝塚市を除く)、東播磨、北播磨、中播磨(姫路市を除く)、西播磨、但馬、丹波、淡路
奈 良 県	西和(大和郡山、生駒市を除く)、南和
和歌山県	那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮
鳥 取 県	東部、中部
島 根 県	雲南、大田、隠岐
岡 山 県	高梁・阿新、真庭、津山・英田
広 島 県	広島西、広島中央、尾三
山 口 県	岩国、柳井、周南、防府、長門、萩
徳 島 県	東部Ⅱ、南部Ⅱ、西部Ⅰ、西部Ⅱ
香 川 県	大川、小豆、三豊
愛 媛 県	宇摩、今治、八幡浜・大洲、宇和島
高 知 県	安芸、高幡、幡多
福 岡 県	粕屋、宗像、筑紫、甘木・朝倉、八女・筑後、直方・鞍手、田川、京築
佐 賀 県	東部、北部、西部、南部
長 崎 県	県南、県北、五島、上五島、壱岐、対馬
熊 本 県	宇城、有明、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、球磨、天草
大 分 県	東国東、臼津、佐伯、大野、竹田直入、日田玖珠、宇佐高田
宮 崎 県	都城北諸県、宮崎県北部、日南串間、西諸、西都児湯、日向入郷
鹿児島県	指宿、南薩、日置、川薩、出水、姶良、曾於、肝属、熊毛、奄美
沖 縄 県	北部、中部、宮古、八重山